

「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（案）」（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）に係る御意見の募集について

令和元年 8 月 9 日
厚生労働省医薬・生活衛生局
食品基準審査課

この度、食品用器具・容器包装に、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料として、安全性を確認した物質のみを使用可能とする制度（ポジティブリスト制度）を導入するため、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正することを予定しております。

つきましては、別添改正案の概要について、下記のとおり、広く国民の皆様から御意見を募集いたします。

なお、今後、本案については、提出していただいた御意見等を考慮した上で決定することとしています。

記

1 意見の提出方法

御意見をまとめ、「パブリックコメント：意見募集中案件詳細」画面の意見提出フォームへのボタンをクリックし、「パブリックコメント：意見提出フォーム」より提出を行っていただくか、指定の様式に記載の上、以下に掲げるいずれかの方法で御提出ください。なお、個別物質の追加等の御意見は、指定の様式を使用して御提出ください。

(1) 電子メールの場合

packpl@mhlw.go.jp

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課容器包装基準係宛て

* 件名に「器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定について」と明記してください。

(2) 郵送の場合

〒100-8916 東京都千代田区霞が関 1-2-2

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課容器包装基準係宛て

* 封筒に「器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定について」と明記してください。

(3) F A X の場合

F A X : 03-3501-4868

厚生労働省医薬・生活衛生局食品基準審査課容器包装基準係宛て

* 表題に「器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定について」と明記してください。

2 意見の提出上の注意

提出していただく御意見は日本語に限ります。また、個人の場合は氏名・住所・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を、法人の場合は法人名・所在地・連絡先（電話番号又はメールアドレス）を記載してください。提出していただいた御意見については、氏名、住所その他の連絡先及び法人名、所在地その他の連絡先を除き公表させていただくことがありますので、あらかじめ御了承願います。また、連絡先については、頂いた御意見の内容に対する確認の連絡以外の用途では使用しません。

なお、御意見に対して個別の回答は致しかねますので、その旨御了承願います。

3 意見提出の締切日

令和元年9月7日（土）（郵送の場合同日必着）

「食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の一部を改正する件（案）」
（器具及び容器包装のポジティブリスト制度導入に伴う規格の設定）について（概要）

1. 改正の趣旨

食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 18 条第 1 項の規定により、厚生労働大臣は、薬事・食品衛生審議会の意見を聴いて、器具若しくは容器包装若しくはこれらの原材料につき規格を定め、又はこれらの製造方法につき基準を定めることができることとされており、この規定に基づき、食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号。以下「規格基準告示」という。）において、器具、容器包装等の規格基準が定められている。規格基準告示で規格又は基準が定められた器具、容器包装等については、同条第 2 項の規定により、その規格又は基準に合わなければ販売等を行ってはならないとされている。

また、食品衛生法等の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 46 号）による改正後の食品衛生法（以下「改正食品衛生法」という。）第 18 条第 3 項において、政令で定める材質（合成樹脂を想定）の原材料であって、これに含まれる物質は、当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装に含有されることが許容される量又は当該原材料を使用して製造される器具若しくは容器包装から溶出し、若しくは浸出して食品に混和することが許容される量が同条第 1 項の規格に定められたものでなければならないこととされている。

今般、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会器具・容器包装部会の審議を踏まえ、規格基準告示を改正し、改正食品衛生法第 18 条第 3 項に規定される「政令で定める材質の原材料であって、これに含まれる物質」に関する規格を設定し、その他所要の改正を行う。

2. 改正の概要

規格基準告示中「第 3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格」につき、別紙に記載する合成樹脂の原材料であって、これに含まれる物質についての規格（基ポリマー及び添加剤等）を定めるため必要な改正を行う。

3. 根拠法令

改正食品衛生法第 18 条第 1 項及び同条第 3 項

4. 適用期日等

告示日：令和元年 12 月（予定）

適用日：令和 2 年 6 月（予定）

食品衛生法第18条第1項に規定する規格が定められる合成樹脂

- ポリエチレン (PE)
- エチレン・酢酸ビニル共重合体 (EVA)
- エチレン・ビニルアルコール共重合体 (EVOH)
- エチレン・アクリル酸共重合体 (EAA)
- エチレン・アクリル酸メチル共重合体 (EMA)
- エチレン・アクリル酸メチル・無水マレイン酸共重合体
- エチレン・アクリル酸エチル共重合体 (EEA)
- エチレン・アクリル酸ブチル共重合体 (EBA)
- エチレン・メタクリル酸共重合体 (EMAA)
- エチレン・メタクリル酸メチル共重合体 (EMMA)
- エチレン・メタクリル酸・イソブチルアクリレート共重合体 (EMAAIBA)
- アイオノマー樹脂 (ION)
- ポリプロピレン (PP)
- ポリビニルアルコール (PVA)
- ポリメチルペンテン (PMP)
- ポリブテン-1 (PB-1)
- ブタジエン樹脂 (BDR)
- エチレン・テトラシクロドデセン共重合体 (E/TD)
- エチレン・2-ノルボルネン共重合体 (E/NB)
- ポリスチレン (PS)
- スチレンブロック共重合体 (SBC)
- スチレン・アクリロニトリル樹脂 (SAN)及びアクリロニトリル・ブタジエン・スチレン樹脂 (ABS)
- メタクリル酸メチル・スチレン樹脂 (MS)及びメタクリル酸メチル・ブタジエン・スチレン樹脂 (MBS)
- ポリメタクリル酸メチル (PMMA)
- ポリアミド (PA)
- ポリエチレンテレフタレート (PET)
- ポリエチレンナフタレート (PEN)
- ポリエチレンフタレート (PEF)
- ポリシクロヘキシジメチレンテレフタレート (PCT)
- ポリシクロヘキシレンジメチレンナフタレート (PCN)
- ポリトリメチレンテレフタレート (PTT)
- ポリブチレンテレフタレート (PBT)
- ポリブチレンナフタレート (PBN)
- ポリブチルサクシネート (PBS)
- ポリ乳酸 (PLA)

ポリヒドロキシ酪酸 (PHB)
ポリグリコール酸 (PGA)
ポリ塩化ビニリデン (PVDC)
ポリ塩化ビニル (PVC)
塩素化ポリエチレン
塩素化ポリプロピレン
フッ素樹脂 (FR)
ポリアセタール (POM)
ポリエーテルエーテルケトン (PEEK)
ポリエーテルケトン (PEK)
ヒドロキシ安息香酸ポリエステル (HBP)
ポリアミドイミド (PAI)
ポリフェニレンエーテル (PPE)
ポリフェニレンサルフェイト (PPS)
ポリカーボネート (PC)
ポリエステルカーボネート (PPC)
ポリアリレート (PAR)
ポリエーテルイミド (PEI)
ポリイミド (PI)
ポリサルホン (PSU)
ポリエーテルサルホン (PESU)
ポリフェニルサルホン (PPSU)
熱可塑性ポリウレタン (TPU)
熱可塑性ポリエステルエラストマー (TPC)
メラミン樹脂 (MF)
フェノール樹脂 (PF)
メラミン・フェノール樹脂 (MP)
ユリア樹脂 (UF)
熱硬化性ポリウレタン樹脂 (TSU)
シリコーン樹脂 (SI)
合成吸着剤及びイオン交換樹脂
不飽和ポリエステル樹脂 (架橋ポリエステル樹脂)
コーティング樹脂

ポジティブリスト案について

The draft of the Positive List

※ポジティブリスト案に記載された物質は、現時点で厚生労働省が整理した物質であり、今後、WTO通報やパブリックコメントを行い必要な情報を把握したうえで、追加記載や修正が行われるものであることにご留意ください。

※The substances listed in the draft Positive List (PL) are those selected by the MHLW based on information at the present time. Please note that new substances may be added and the current information or regulations in the list may be revised based on the information collected through the WTO notification and the public comment.

▶食品、添加物等の規格基準 第3 器具及び容器包装 A 器具若しくは容器包装又はこれらの原材料一般の規格 第9項案（概要）

▶Summary on the draft for item 9 of A. General Specifications for Apparatus, Containers and Packaging, and their Materials of Chapter III: Apparatus, Containers and Packaging in the Specifications and Standards for Foods, Food Additives, etc.

○法第18条第3項の規定により、合成樹脂の原材料は別表第1に掲げるものであること。
Under the provisions of Article 18 (3), the raw materials for synthetic resins shall be those listed in the Appended Table 1.

○着色目的の物質は、定められた着色料若しくは溶出又は浸出して食品に混和するおそれのないように加工されている着色料であること。
Substances used for coloring shall be the designated colorants or the colorants processed so that they will not be eluted or seeped out into food.

○同表第1表（2）の表中の使用可能ポリマー欄に掲げる基ポリマーはプレポリマーを適切な基材上で高分子化又は架橋されなければならない。
Base polymers listed in Table 1 (2) of the Appended Table 1 shall be produced by polymerizing or cross-linking prepolymers on appropriate base materials.

○基ポリマーの構成成分に対して98重量%超が別表第1第1表（1）又は（2）の表の使用可能ポリマー欄に掲げる物質で構成され、残りの構成成分は同表第1表（3）の表に掲げるモノマーの共重合体で構成されること。
More than 98 wt% of the components of a base polymer shall be constituted with the polymers in Table 1 (1) or (2) of the Appended Table 1, and the remaining components shall be the copolymers of monomers listed in Table 1 (3) of in the Appended Table 1.

▶ポジティブリスト案 別表第1 第1表案 基ポリマー（Base polymers:the draft of the PL for Table 1 of the Appended Table 1）（2019年8月9日時点 As of August 9, 2019）

- (1) [基ポリマー（プラスチック）（Base polymers : Plastics） \[xlsx形式 : 104KB\]](#)
▷英訳を追記したリストは[こちら（English version） \[xlsx形式 : 114KB\]](#)
- (2) [基ポリマー（コーティング等）（Base polymers : Coatings etc.） \[xlsx形式 : 126KB\]](#)
- (3) [基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー（Minor monomers can be used for polymerization of base polymers） \[xlsx形式 : 24KB\]](#)

▶ポジティブリスト案 別表第1 第2表案 添加剤・塗布剤等（Additives, coating agents, etc.: the draft of the PL for Table 2 of the Appended Table 1）（2019年8月9日時点 As of August 9, 2019）

- (1) [添加剤・塗布剤等（Additives, coating agents etc.） \[xlsx形式 : 148KB\]](#)

意見提出様式 Forms to submit comments

▶様式 Forms

○基ポリマー等 Base polymers etc.

- ・[確認項目 \[PDF形式 : 529KB\]](#) Notes
- ・[意見提出様式 \[xlsx形式 : 12KB\]](#) Information on base polymers etc.
- ・[基ポリマーの基本情報及び溶出試験成績の概要 \[docx形式 : 49KB\]](#) Basic information of a base polymer and summary of the migration test
- ・[遺伝毒性試験の概要 \[docx形式 : 23KB\]](#) Summary of genotoxicity studies

※新規追加に関する意見の場合、「基ポリマーの基本情報及び溶出試験成績の概要」及び「遺伝毒性試験の概要」をあわせて提出してください。（新規追加の場合「基ポリマーの基本情報及び溶出試験成績の概要」の1～7は必ず記載してください。）

* When you request to add a new substance, please submit Basic Information of a Base Polymer and Summary of the Migration Test and Summary of Genotoxicity Studies together with this form. Please be sure to fill in fields from I to VII of the Summary of Genotoxicity Studies.

※案に記載された物質の情報に対する修正意見の場合は、【事業者名】から【告示案における整理番号】と【使用可能ポリマー：和名】は必ず記載した上で、修正箇所が明確になるように記載してください。

* When you request to revise information of a substance in the draft PL, please clarify the parts to be revised. Also, please be sure to fill in columns between Company's name and Reference number in the PL, and the column of Japanese name.

※修正に関する意見の場合、「基ポリマーの基本情報及び溶出試験成績の概要」等を内容に応じて提出していただく可能性があります。

*Submission of Basic Information of a Base Polymer and Summary of the Migration Test may be required according to the revision.

○基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー Minor monomers can be used for polymerization of base polymers

- ・[確認項目 \[PDF形式 : 529KB\]](#) Notes
- ・[意見提出様式 \[xlsx形式 : 11KB\]](#) Information on minor monomers can be used for polymerization of base polymers
- ・[安全性情報の様式 \[docx形式 : 30KB\]](#) Safety information

○添加剤等 Additives etc.

- ・[確認項目 \[PDF形式 : 529KB\]](#) Notes
- ・[意見提出様式 \[xlsx形式 : 55KB\]](#) Information on additives etc.
- ・[安全性情報の様式 \[docx形式 : 30KB\]](#) Safety information

※案に記載された物質の情報に対する修正意見の場合は、【事業者名】から【物質名：和名】は必ず記載した上で、修正箇所が明確になるように記載してください。

* When you request to revise information of a substance in the draft PL, please clarify the parts to be revised. Also, please be sure to fill in columns between Company's name and Japanese name.

○制度に関する御意見 Comments on the Positive List system

- ・[意見提出様式 \[xlsx形式 : 9KB\]](#) The form

※個別物質に関する追加等のご意見については、[こちらのページ](#)でも受け付けています。

※Comments on individual substances including request for listing can be submitted through [this page](#)

意見提出上の注意 Notes for the submission of comments

御意見を提出されるにあたっては、「食品用器具及び容器包装の規制の在り方に関する技術検討会」及び食品衛生分科会器具・容器包装部会において、これまで議論された食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度の運用等に関する考え方をまとめた次の資料を御参照ください。

Before submit comments, please check the following document. This document explains the ideas on operations etc. of PL system for utensils, containers and packaging, which had been discussed in the Committee for Reviewing the Regulations on Food Utensils, Containers and Packaging, and the Committee for Utensils, Containers and Packaging of the Food Sanitation Council.

[\(日本語\) \[PDF形式 : 2MB\]](#)

[\(English\) \[PDF形式 : 2MB\]](#)

▶これまでに厚生労働省に寄せられた主な質問に関する説明 (2019年8月)

[\(日本語\) \[PDF形式 : 536KB\]](#)

▶食品用器具・容器包装のポジティブリスト制度導入について (2019年8月)

[\(日本語\) \[PDF形式 : 4MB\]](#)

参考 Additional information

[物質リスト整理表 \(参考リスト\) \(2019年6月13日時点\) \[xlsx形式 : 60KB\]](#)

List of pending substances (as of June 13 2019)

本表は、海外のポジティブリストに掲載されている物質等のうち、現時点で使用実態が確認できていない物質を参考までに列挙したものです。**本表に掲載されていても、今後各物質を使用する樹脂**

区分に対する添加量の情報提供がなされない場合には、ポジティブリストへの収載検討の対象とはならないことにご留意ください。

This list consists of the substances that are listed in the positive lists of overseas but are not confirmed the actual use situation at this point. **Please note that these substances will not be targeted for listing in the PL if information on the quantities that should be set for resin groups is not provided.**



PDFファイルを見るためには、Adobe Readerというソフトが必要です。Adobe Readerは無料で配布されていますので、こちらからダウンロードしてください。

食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）改正案

別表第1 第1表（1）案（基ポリマー（プラスチック））

✓ The mark in "Food types" means as follows.

○: May be used in UCP for the type of food.

-: Not allowed to be used in UCP for the type of food.

✓ The Roman numeral in "Maximum temperature" means as follows.

I: May be used at 70°C or lower.

II: May be used at 100°C or lower.

III: May be used at a temperature exceeding 100°C or lower.

"# " Is not described in "Remarks".

(#: Falls under Article 11, paragraph (1), item (iii) of the Food Safety Basic Act.)

a 表中使用可能食品の欄は、次に定めるとおりとする。

①「○」は、使用可能であることを示す。

②「-」は、使用不可であることを示す。

b 表中使用可能最高温度の欄は、次に定めるとおりとする。

①「I」は、70°C以下で使用可能であることを示す。

②「II」は、100°C以下で使用可能であることを示す。

③「III」は、100°C超で使用可能であることを示す。

特記事項欄における「#」の記号等は記載されていない。

（「#」は食品安全委員会第11条第1項第3項に該当するものであることを示す。）

一部抜粋

(1) Base polymers (Plastics) 基ポリマー（プラスチック）

1. Polyethylene (PE) ポリエチレン (PE)

No	Polymerポリマー		CAS No CAS登録番号	Food types使用可能食品					Maximum temperature 使用可能温度 I: ≤70°C II: ≤100°C III: >100°C	Group 区分	Remarks 特記事項
	Japanese name和名	English name英名		Acidic 酸性	Oily and fatty 油性及び 脂肪性	Milk and milk product 乳・ 乳製品	Alcoholic beverage 酒類	Others その他			
1	エチレン単重合体	Ethylene, homopolymer	9002-88-4	○	○	○	○	○	III	5	
2	エチレン・1-アルケン共重合体	Copolymers of ethylene and 1-alken	9010-79-1 25087-34-7 25213-02-9 25213-96-1 25895-47-0 26221-73-8 25895-46-9 60785-11-7 28829-58-5 and others	○	○	○	○	○	III	5	
3	エチレン単重合体・無水マレイン酸グラフト化物	Ethylene, homopolymer and 2,5-furandione, graft	9006-26-2 106343-08-2	○	○	○	○	○	III	2	
4	エチレン・1-アルケン共重合体・無水マレイン酸グラフト化物	1-Alkene, polymer with ethylene and 2,5-furandione, graft	31069-12-2 63529-36-6 86286-09-1 85244-45-7 108388-93-8 and others	○	○	○	○	○	III	2	
5	エチレン単重合体・マレイン酸モノエチルエステルグラフト化物	Ethylene homopolymer, maleic anhydride monoethyl ester grafted	59975-36-9	○	○	-	○	○	III	2	
6	エチレン単重合体・スチレングラフト化物	Benzen, ethenyl-, polymer with ethene, graft	106826-12-4	○	○	○	○	○	III	2	
7	エチレン単重合体・エチニルトリメトキシラングラフト化物及びその架橋体	Ethylenyltrimethoxysilane-grafted polyethylene	35312-82-4 107257-99-8	○	○	○	○	○	III	2	Ethylenyltrimethoxysilane (CAS No. 2768-02-7) content for the components of the polymer shall be less than 2wt%. エチニルトリメトキシラン (CAS登録番号2768-02-7) はポリマー構成成分に対して2wt%未満。

食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）改正案

別表第1 第1表（2）案（コーティング樹脂）

✓ The mark in "Food types" means as follows.

○: May be used in UCP for the type of food.

-: Not allowed to be used in UCP for the type of food.

✓ The Roman numeral in "Maximum temperature" means as follows.

I: May be used at 70°C or lower.

II: May be used at 100°C or lower.

III: May be used at a temperature exceeding 100°C or lower.

✓ # is omitted in this table. (#: Falls under Article 1, paragraph (1), item (iii) of the Food Safety Basic Act.)

a 表中使用可能食品の欄は、次に定めるとおりとする。

① 「○」は、使用可能であることを示す。

② 「-」は、使用不可であることを示す。

b 表中使用可能最高温度の欄は、次に定めるとおりとする。

① 「I」は、70°C以下で使用可能であることを示す。

② 「II」は、100°C以下で使用可能であることを示す。

③ 「III」は、100°C超で使用可能であることを示す。

c 特記事項欄における「#」の記号等は記載されていない。（「#」は食品安全基本法第11条第1項第3号に該当するものであることを示す）

一部抜粋

No	使用可能ポリマー Polymers		CAS登録番号 CAS Registry Number	Food types使用可能食品					Maximum temperature 使用可能温度 I. ≤70°C II. ≤100°C III. ≥101°C	樹脂区分 Group		特記事項 Remarks
	和名 Japanese Name	英名 English Name		Acidic 酸性	Oily and fatty 油性及び 脂肪性	Milk and milk product 乳・ 乳製品	Alcoholic beverage 酒類	Others その他		架橋 Cross- linke d	非架 橋 Non cross linke d	
1	フェノール樹脂 Phenol-formaldehyde resin											
(i)	以下のフェノール類1つ以上とホルムアルデヒドの反応で得られる樹脂	Resins obtained by the reaction of formaldehyde with the following one or more phenols:		○	○	○	○	○	III	1	-	
(1)	アルキル化（メチル、エチル、プロピル、イソプロピル、ブチル）フェノール	Alkylated (methyl, ethyl, propyl, isopropyl, butyl) phenols	-									
(2)	p-tert-アミルフェノール	p-tert-Amylphenol	80-46-6									
(3)	ビスフェノールB	4,4'-sec-Butylidenediphenol	77-40-7									

食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）改正案

別表第1 第1表（3）案（基ポリマーに対して微量で重合可能なモノマー）

特記事項欄における「#」の記号は記載されていない。（本リストでは#は省略）
 （「#」は食品安全委員会第11条第1項第3項に該当するものであることを示す。）
 # is omitted in this table.
 (#: Falls under Article 11, paragraph (1), item (iii) of the Food Safety Basic Act.)

一部抜粋

No	使用可能モノマー monomer		CAS No	特記事項 Remarks
	和名 Japanese Name	英名 English Name		
1	1, 1-ジフルオロエタン	1,1-difluoroethane	75-37-6	
2	1, 2-プロパンジオール	1,2-propanediol	57-55-6	
3	1, 3, 5-トリオキサソラン	trioxane	110-88-3	
4	1, 3-ジオキソラン	1,3-dioxolane	646-06-0	
5	1, 3-ブタジエン	butadiene	106-99-0	
6	1, 3-ブタンジオール	1,3-butanediol	107-88-0	
7	1, 3-プロパンジオール	1,3-propanediol	504-63-2	
8	1, 4-シクロヘキサンジメタノール	1,4-bis(hydroxymethyl)cyclohexane	105-08-8	
9	1, 4-ジクロロベンゼン	1,4-dichlorobenzene	106-46-7	
10	1, 4-ブタンジオール	1,4-butanediol	110-63-4	

食品、添加物等の規格基準（厚生省告示第370号）改正案

別表第1 第2表案（添加剤等）

一部抜粋

✓ The mark in "Use Level" means as follows.

-: Does not to be allowed to use.

*: Does not have regulatory limit for use.

✓ #: is omitted in this table. (#: Falls under Article 11, paragraph (1), item (iii) of the Food Safety Basic Act.)

a 表中区別使用制限の欄は、次に定めたとおりとする。

① 「-」は、使用不可であることを示す。

② 「*」は、使用量の制限がないことを示す。

b 特記事項欄における「#」の記号等は記載されていない。（「#」は食品安全基本法第11条第1項第3号に該当するものであることを示す）

バツクコメント 整理番号 No.	物質名 Substance Name		CAS登録番号 CAS Registry Number	区別使用制限（重量%） Use Level (wt%)							特記事項 Remarks
	和名 Japanese Name	英名 English Name		区分1 Group 1	区分2 Group 2	区分3 Group 3	区分4 Group 4	区分5 Group 5	区分6 Group 6	区分7 Group 7	
100001	ホルムアルデヒド	formaldehyde	0000050-00-0	0.005	-	0.001	-	0.001	0.001	0.001	
100002	乳酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む）	lactic acid (including sodium, calcium salt)	0000050-21-5 0000072-17-3 0000079-33-4 0000598-82-3 0000814-80-2 0010326-41-7	1	0.5	0.5	5	0.001	0.001	0.001	塗布の場合、600mg/m ² 以下（区分2に限る） The maximum limit is not more than 600mg/m ² as coating agent. (Group 2 only)
100003	ソルビトール	sorbitol	0000050-70-4	0.5	0.5	0.5	1	0.001	0.5	-	
100004	アスコルビン酸（ナトリウム、カルシウム塩を含む）	ascorbic acid (including sodium, calcium salt)	0000050-81-7 0000134-03-2 0005743-28-2	0.3	0.3	0.3	5	0.3	0.3	0.3	
100005	2-ブロモ-2-ニトロ-1,3-プロパンジオール	2-bromo-2-nitro-1,3-propanediol	0000052-51-7	-	-	0.001	-	0.001	0.001	0.001	
100006	グリセロール	glycerol	0000056-81-5	2	0.5	0.5	2	0.5	0.5	0.5	
100007	脂肪酸（C8-22）（ナトリウム、カリウム、マグネシウム、カルシウム、アルミニウム、アンモニウム塩を含む）	fatty acid (C8-22) (including sodium, potassium, magnesium, calcium, aluminium, ammonium salt)	0000057-10-3 0000057-11-4 0000060-33-3 0000112-80-1 0000112-85-6 0000124-07-2 0000136-51-6 0000142-17-6 0000143-07-7 0000143-18-0 0000143-19-1 0000300-92-5 0000408-35-5 0000506-30-9 0000544-63-8 0000555-35-1 0000557-04-0 0000593-29-3 0000637-12-7 0000688-37-9 0000822-16-2 0001592-23-0 0005136-76-5 0005460-94-6 0006535-20-2 0006865-33-4 0007047-84-9 0016453-54-6 0019704-83-7 0019766-89-3 0030399-84-9 0067701-06-8	10	5	10	5	5	5	2	塗布の場合、600mg/m ² 以下（ナトリウム、カリウム、アンモニウム塩に限る） The maximum limit is not more than 600mg/m ² as coating agent. (Limited to sodium, potassium, ammonium salt)
100008	尿素	urea	0000057-13-8	1	1	1	1	1	-	-	
100009	プロピレングリコール	propyleneglycol	0000057-15-8	3	0.5	0.5	2	0.5	0.5	0.5	
100010	酢酸 D-α-トコフェリル	D-α-tocopheryl acetate	0000058-95-7	-	-	-	-	0.05	-	-	